

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示	ページ
優良図書等の推奨(五七九・県民文化政策課).....	1
青少年に有害な図書類の指定(五八〇・県民文化政策課).....	1
青少年に有害な興行の指定(五八一・県民文化政策課).....	1
漁船損害等補償法による加入区の指定の一部改正(五八二・水産漁港課).....	2
保安林の指定解除の予定(五八三・由利地域振興局農林部).....	2
平成十八年度家畜商講習会の実施(五八四・中央家畜保健衛生所).....	2
既存の大規模小売店舗の変更に係る届出(五八五・商業貿易室).....	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(五八六・五八七・都市計画課).....	3
道路区域の変更(五八八、五八九・道路課).....	4
開発行為に関する工事の完了(五九〇・北秋田地域振興局建設部).....	4
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	4
人事委員会規則	
人事委員会規則一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部改正.....	5
公安委員会告示	
警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(一〇四・生活安全企画課).....	5
監査委員告示	
外部監査人の監査の事務を補助する者及び期間(四).....	5

秋田県告示第五百七十九号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。
 平成十八年七月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

推奨番号	図書名	発行所	推奨理由
十	逆転の翼 ペンシル ロケット 物語	株式会社新 日本出版社	秋田の青少年に、日本の宇宙開発の初期に秋田県がいかに貢献していたかを知ってもらおうと同時に、宇宙開発に携わった科学者達の探求(究)心を学ぶことができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。

秋田県告示第五百八十号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十八年七月二十一日から施行する。
 平成十八年七月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

指定番号	図書名	発行所	指定理由
一〇四〇四	恋愛白書バスタール8月号	宙出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
一〇四〇五	無敵恋愛S*girl8月号	ぶんか社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
一〇四〇六	月刊劇漫スペシャル8月号	株式会社竹書房	著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
一〇四〇七	週漫スペシャル8月号	芳文社	著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
一〇四〇八	艶剣enken 16	株式会社海王社	著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
一〇四〇九	ブレイコミック 13	秋田書店	著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害

一〇四一〇	iP!8月号	株式会社晋遊舎	著しく青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四一一	パソコンパラダイス8月号	株式会社メディアックス	
一〇四一二	G men 8月号	株式会社古川書房	
一〇四一三	遊名人(YUMEIJI N) 13	有限会社アンチメディア	

秋田県告示第五百八十一号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十八年七月二十一日から施行する。
 平成十八年七月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

指定番号	題 名	配給元	指定理由
六四六八	絶倫絶女	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四六九	人妻痴女ONANIE ノーパン便所	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四七〇	春画夫婦の秘かな愉しみ	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四七一	新日本映像ニユース人妻痴女ONANIE ノーパン便所	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四七二	新日本映像ニユース春画夫婦の秘かな愉しみ	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四七三	混浴温泉 湯煙で艶あそび	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四七四	欲望の尼寺 煩惱みだれ観音	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四七五	痴漢電車 秘貝いたすら指技	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四七六	愛妻日記	アルチンボルド	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六四七七	ホワイトルーム	アルチンボルド	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害

秋田県告示第五百八十四号

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の

規定により、次のとおり平成十八年度家畜商講習会を実施するの

由利本荘市	郡市町村	大字	字	地番	全面積	保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
					台帳見込み (平方メートル) (ヘクタール)	見込み (ヘクタール)	面積見込み (ヘクタール)	干害の防備兼 公衆の保健	道路用地とするため
					一七五、八五六	一七・五八五六	一七・五八五六	〇・〇九四七	

六四七八	熟母・娘 乱交	新東宝映画
六四七九	ソースの小唄	アルチンボルト
六四八〇	童心	アルチンボルト
六四八一	熟女・人妻狩り	新東宝映画
六四八二	饗宴	アルチンボルト
六四八三	煙が目にしみる	アルチンボルト
六四八四	西瓜	プレノンアッシ
六四八五	四十路寮母 男の夜這い	新日本映像
六四八六	妻失格 濡れたW不倫	オーピー映画
六四八七	親友の母 生肌の色香	オーピー映画
六四八八	美姉妹レス 忌中の日に	新日本映像
六四八九	新日本映像ニユース 四 十路寮母 男の夜這い床	新日本映像
六四九〇	新日本映像ニユース 美 姉妹レス 忌中の日に	新日本映像

秋田県告示第五百八十二号
漁船損害等補償法による加入区の指定(平成十七年秋田県告示第五百十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月二十一日から施行する。

平成十八年七月二十一日
秋田県知事 寺田典城

表八森町加入区の項中「八森町加入区」を「八森加入区」に、「八森町の区域」を「八森町の区域(峰浜加入区の区域を除く。)」に改め、表峰浜村加入区の項中「峰浜村加入区」を「峰浜加入区」に、「峰浜村の」を「八峰町峰浜石川、峰浜内荒巻、峰浜高野々、峰浜小手萩、峰浜坂形、峰浜田中、峰浜沼田、峰浜畑谷、峰浜境峰浜水沢及び峰浜目名湯の」に改め、表八電町加入区の項中「八

六四九一	人妻アナ露出 秘められ た欲求	オーピー映画
六四九二	愛人萌子・性生活	新日本映像
六四九三	平成未亡人下宿 痴漢み だら指	新東宝映画
六四九四	淫婦義母 エマニエル夫 人	新日本映像
六四九五	浮気妻 ハメられた美乳	オーピー映画
六四九六	新日本映像ニユース 愛 人萌子・性生活	新日本映像
六四九七	新日本映像ニユース 淫 婦義母エマニエル夫人	新日本映像

秋田県告示第五百八十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十八年七月二十一日
秋田県知事 寺田典城

表鹿渡湖面加入区の項中「山本町森岳字ニツ森並びに同郡琴丘町鹿渡及び鯉川の区域」を「三種町の区域(八電加入区の区域を除く。)」に改める。

象潟加入区
にかほ市の区域(仁賀保加入区及び金浦加入区の区域を除く。)

竜町加入区」を「八電加入区」に、「八電町の」を「三種町芦崎、鶴川、大口、川尻、久米岡新田、富岡新田及び浜田の」に改め、表北浦港加入区の項中「北浦港加入区」を「北浦加入区」に、「北浦相川、北浦北浦、北浦野村、北浦湯本及び男鹿中浜間口の区域」を「の区域(野石加入区、五里合加入区、畠加入区、戸賀加入区、脇本加入区、船川港加入区、船越加入区及び八郎西部加入区の区域を除く。)」に改め、表秋田市北加入区の項中「うち浜田、下浜及び新屋を除く区域」を「区域(秋田市南加入区の区域を除く。)」に改め、表仁賀保町加入区の項中「仁賀保町加入区」を「仁賀保加入区」に、「由利郡仁賀保町」を「にかほ市伊勢居地、院内、小国、釜ヶ台、芹田、田抓、寺田、冬師、中三地、畑、馬場、樋目野、平沢、水沢、三森及び両前寺」に改め、表金浦町加入区の項中「金浦町加入区」を「金浦加入区」に、「由利郡金浦町」を「にかほ市大竹、黒川、金浦、飛及び前川」に改め、表象潟町加入区の項を次のように改める。

で、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定に基づき、公示する。
平成十八年七月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 講習会の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年九月六日(水)及び九月七日(木)午前九時から午後五時まで(受付開始時刻は午前八時三十分)
- (二) 場所 秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号 秋田県中央家畜保健衛生所

二 講習会の内容

- (一) 家畜の取引に関する法令
- (二) 家畜の品種及び特徴
- (三) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病

三 受講対象者

昭和三十七年四月一日以後に行われた家畜商法の規定による講習会を受講し、終了証明書の交付を受けている者以外の者で、今後家畜の取引を営もうとする者であること。

四 受講申込書の受付

- (一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十八年八月四日(金)から同月十七日(木)までの午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 場所 住所地を管轄する家畜保健衛生所

五 講習手数料

金額 三千四百円

(二) 納付方法 受講申込提出の際、秋田県証紙により納付すること。

六 その他

- (一) 家畜商講習会受講申込書の様式は、各地域振興局農林部及び各家畜保健衛生所並びに各市役所及び各町村役場に問い合わせること。
- (二) 講習会の受講者は、講習会の当日、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (三) 講習の詳細については秋田県中央家畜保健衛生所衛生指導班(電話018 864 0401)に問い合わせること。

秋田県告示第五百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成十八年七月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社鈴福商店 代表取締役 鈴木 聡太郎
仙北市角館町水ノ沢目十番地の六
- (二) 株式会社サンデー 代表取締役 和田 正徳
青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
大規模小売店舗の名称及び所在地
YOUマート大塚店・サンデー角館店
仙北市角館町下菅沢百七十六の一外
- (三) 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ア 変更前 二千二百四十七平方メートル
- イ 変更後 三千二百三十二平方メートル

(2) 駐車場の収容台数

- ア 変更前 百四十六台
- イ 変更後 百六十二台

(3) 荷さばき施設の面積

- ア 変更前 二百七十二平方メートル
- イ 変更後 二百八十九平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

- ア 変更前 七五・三立方メートル
- イ 変更後 七五・六立方メートル

(5) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ア 株式会社鈴福商店
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
株式会社サンデー
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
イ 変更後
- イ 株式会社鈴福商店
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
株式会社サンデー
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
株式会社サンデー
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時
開店時刻 午前八時四十五分から午後九時十五分まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで
変更後 午前六時四十五分から午後九時十五分まで

(四) 変更する年月日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の収容台数、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の容量、平成十九年三月十二日
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯 平成十八年七月十二日
届出年月日
平成十八年七月十一日

二 届出年月日

平成十八年七月十一日
関係書類の縦覧場所及び期間

三 縦覧場所

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
仙北市役所 産業観光部 商工課
- (二) 縦覧期間
平成十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見書を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
平成十八年七月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画の種類及び名称

大館都市計画道路(三・四・十号中央線)の変更

二 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 大館市小館花山根ヒト口、字象ヶ鼻、青葉町、字八幡沢袋、泉町、字一心院南、常盤木町、字新町、字大町、字大館、字長倉、字長木川南、字水門前、字川中一本柳、御成町四丁目、御成町三丁目、御成町二丁目、御成町一丁目、字板子石境並びに釈迦内字上袋、字塚の台、字街道上及び字稲荷山下の一部

三 都市計画の変更年月日 平成十八年七月二十一日

秋田県告示第五百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道	新	旧	秋田停車場線	秋田市旭北錦町三二番三地先から三〇番五地先まで	四〇・〇〇〇～五一・〇〇〇	〇・〇四〇
	新	旧	秋田停車場線	秋田市旭北錦町三二番三地先から三〇番五地先まで	三六・〇〇〇～三九・〇〇〇	〇・〇四〇

平成十八年七月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称
本庄都市計画公園（五・五・一号本庄公園）の変更
- 二 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 由利本庄市尾崎及び砂糖畑の一部
- 三 都市計画の変更年月日 平成十八年七月二十一日

秋田県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年七月二十一日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年七月二十一日から同年八月三日まで

秋田県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年七月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道	新	旧	秋田天王線	秋田市川元山下町一番一地先から高陽幸町二七四番五地先まで	一七・〇〇〇～三一・〇〇〇	一・一五八
	新	旧	秋田天王線	"	二二・二五〇～五三・〇〇〇	一・一五八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年七月二十一日から同年八月三日まで

告示する。

平成十八年七月二十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百九十号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十七年十二月七日付け指令北建 二四一三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年七月二十一日

秋田県知事 寺田典城

公 告

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大館市字裏町一番地 有限会社協栄商事 代表取締役 新津政雄

二 開発区域に含まれる地域の名称
大館市水門町八十番、八十一番及び八十二番

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、十文字町土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公

退任理事の住所及び氏名
横手市十文字町鼎字上野村八 小国 昌康

佐賀会字新山前六 守屋 敬一

平鹿町浅舞字十五野北百八番地一 柿崎 新一

十文字町上鍋倉字上輪五番地一 黒沢 保

植田字植田三十四 高橋 良一

木下字横清水百三十三 菊地 直司

植田字下羽場三十五番地三 柴田 良博

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubararansetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄